平成２９年（フ）第４４０号
埼玉県川口市芝１丁目24番13号　芝一ハイツ105号
債務者　白根　武久
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
埼玉県川越市大字藤間350番地８（ロジュマン川越藤間５号館103号室）
債務者　櫻井　秀典
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１４号
相模原市中央区清新２丁目１番12号　市川コーポ101号室
債務者　小高　光代
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１５号
相模原市中央区清新２丁目１番12号　市川コーポ101号室
債務者　小高　伸行
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１６号
相模原市南区相模台７丁目23番11－２号
債務者　根本　志穂
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２０号
相模原市南区古淵４丁目１番13号　パステルコート古淵215
債務者　平井　志穂
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３５号
相模原市南区相南４丁目24番４号　メゾンエクレーレ相模原402
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３７号
相模原市中央区相模原１丁目７番18号　リエス相模原208
債務者　野木由美子（旧姓瀧嶋）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７７号
相模原市南区当麻863番地55
債務者　岩崎　修
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０５号
札幌市南区川沿12条３丁目10番７号　太陽マンションＣ－３号
債務者　高原　義郎
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５２号
札幌市東区北41条東８丁目２番27―103号
債務者　立石　勝治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９７号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番12―103号、申立時の住所札幌市白石区菊水５条２丁目１番４号　札幌市白菊荘413号
債務者　箕輪　富美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３６号
札幌市白石区中央３条１丁目１番30号
債務者　丹　龍子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４６号
札幌市北区屯田５条10丁目２番10号
債務者　相吉　浩美（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５２号
札幌市中央区南８条西21丁目３番12―1206号
債務者　三上　稔
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７０号
札幌市白石区東札幌６条６丁目２番８―103号
債務者　上原　一人
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７６号
札幌市白石区菊水３条４丁目３番14号　ルミエール青南202号
債務者　大住　友江
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部